

平成 29 年 5 月 10 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 出版事業部

事業税 理論サブノート
税法の改正に伴う修正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に修正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2017 年 税理士試験受験対策シリーズ

事業税 理論サブノート（平成 28 年 8 月 30 日第 16 版発行）

ISBN978-4-86486-391-9 C1034

訂正内容

訂正頁・行	訂正箇所
P. 50～P. 53	該当箇所に下記を貼り付けてご利用ください。

〔1〕概要

分割法人に対しては、その法人の事業所等所在の道府県がそれぞれ課税権を有しているため、関係道府県間で課税権の調整を行う必要がある。このため、その法人について算定した課税標準額の総額を分割基準によって関係道府県に分割し、その分割した課税標準額に従って関係道府県ごとの税額を算出する。

〔2〕事業の区分と分割基準（法72の48③）★★

分割基準とは、次の事業の区分に応じ、それぞれに定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準をいう。

(1) 製造業

事業所等の従業者の数

(2) 電気供給業

① 小売電気事業

その2分の1に相当する額を事業所等の数、その2分の1に相当する額を事業所等の従業者の数

② 送配電事業

(イ) (ロ)以外の場合

その4分の3に相当する額を事業所等所在の道府県において発電所の発電用の電気工作物と電気的に接続している電線路の電力の容量、その4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額

(ロ) 発電所の発電用の電気工作物と電気的に接続している電線路がない場合

事業所等の固定資産の価額

③ 発電事業

(イ) (ロ)以外の場合

その4分の3に相当する額を事業所等の発電所用固定資産の価額、その4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額

(ロ) 事業所等の発電所用固定資産がない場合

事業所等の固定資産の価額

(3) ガス供給業及び倉庫業

事業所等の固定資産の価額

(4) 鉄道事業及び軌道事業

事業所等所在の道府県における軌道の延長キロメートル数

(5) その他の事業

その2分の1に相当する額を事業所等の数、その2分の1に相当する額を事業所等の従業者の数

〔3〕分割基準の数値の算定（法72の48④⑤）★★

(1) 従業者の数

① 原則

事業年度終了の日現在における数値

ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事業所等については、その数値にその数値（その数値が奇数である場合には、その数値に1を加えた数値）の2分の1に相当する数値を加えた数値

② 例外

次の事業所等については、それぞれの数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）を分割基準である従業者の数とみなす。

(イ) その事業年度中途に新設された事業所等

$$\left[\begin{array}{l} \text{その事業年度終了の日} \\ \text{現在の従業者の数} \end{array} \right] \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{新設された日からその事業年度} \\ \text{終了の日までの月数} \end{array} \right]}{\text{その事業年度の月数}}$$

(ロ) その事業年度中途に廃止された事業所等

$$\left[\begin{array}{l} \text{その廃止の日の属する月の直前} \\ \text{の月の末日現在の従業者の数} \end{array} \right] \times \frac{\left[\text{事業所等が所在していた月数} \right]}{\text{その事業年度の月数}}$$

(ハ) 事業年度中を通じて従業者の数に著しい変動がある事業所等

$$\left[\begin{array}{l} \text{その事業年度に属する各月の末日} \\ \text{現在の従業者の数を合計した数} \end{array} \right] \div \text{その事業年度の月数}$$

(注1) 従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与其他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。

(注2) 著しい変動がある事業所等とは、その事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、その従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える事業所等をいう。

(2) 事業所等の数

事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値とする。ただし、その事業年度中に月の末日が到来しない場合には、その事業年度終了の日現在における数値とする。

(3) 電線路の電力の容量

事業年度終了の日現在における数値（キロワットで表した容量）

(4) 固定資産の価額

事業年度終了の日現在における数値

固定資産の価額とは、その事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定に経理されている固定資産のうち、その事業年度終了の日に事業の用に供されているものを含む。）の価額とする。

(5) 軌道の延長キロメートル数

事業年度終了の日現在における数値

軌道の延長キロメートル数は、単線換算キロメートル数とされ、引込線及び遊休線並びに敷設線を含み、他の法人等の所有に係る専用線は含まれない。

(3) 鉄軌道事業の場合

① 鉄軌道事業とそれ以外の事業を行う場合における分割法人の課税標準額の総額の分割は、(1)及び(2)にかかわらず、次によるものとする。

(イ) 鉄軌道事業に係る部分…事業所等所在の道府県の軌道の延長キロメートル数

(ロ) それ以外の事業に係る部分…それらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準

② ①の場合には、分割法人の課税標準額の総額を、鉄軌道事業に係る売上金額とそれ以外の事業に係る売上金額（百貨店業は売上総利益金額）とによって、(イ)と(ロ)にあん分する。

[4] 分割基準の異なる事業を併せて行う場合（法72の48⑧⑨⑩⑪⑫）★★

(1) 原則

2以上の分割基準を適用する事業を併せて行う場合における分割法人の課税標準額の総額の分割は、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準によるものとする。

(2) 電気供給業に係る分割基準が2以上である場合

① 分割法人の課税標準額の総額の分割は、(1)にかかわらず、次の区分に応じ、それぞれに定める分割基準によるものとする。

(イ) 送配電事業と送配電事業以外の事業とを併せて行う場合

上記〔2〕(2)②の分割基準

(ロ) 発電事業とそれ以外の事業とを併せて行う場合（(イ)の場合を除く）

上記〔2〕(2)③の分割基準

(ハ) (イ)(ロ)以外の場合

電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

② ①の場合において、電気供給業とそれ以外の事業を行うときにおける分割法人の課税標準額の総額の分割は、(1)及び①にかかわらず、次によるものとする。

(イ) 電気供給業が主たる事業…①の分割基準

(ロ) それ以外の事業が主たる事業…それ以外の事業について定められた分割基準